第４号様式（第４条第１号）

保有個人情報開示決定通知書

東外清指令第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

東金市外三市町清掃組合管理者　　　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条第１項の規定により、下記のとおり開示することに決定をしたので通知します。

記

１　開示する保有個人情報（　全部開示　・　部分開示　）

|  |
| --- |
|  |

２　不開示とした部分とその理由

|  |
| --- |
|  |

３　開示する保有個人情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

４　開示の実施の方法等

|  |
| --- |
| ⑴　開示の実施の方法等⑵　事務所における開示を実施することができる日時及び場所期　　間：　　月　　日から　　月　　日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）時　　間：場　　所：⑶　写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 |

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、東金市外三市町清掃組合管理者に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、東金市外三市町清掃組合を被告として（訴訟において東金市外三市町清掃組合を代表する者は東金市外三市町清掃組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

＜本件連絡先＞

東金市外三市町清掃組合　総務課総務係

担当者：

電　話：